

平成__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

受付印

住所 (又は事業所 事務所など)	フリガナ 氏名	
------------------------	----------------	--

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限りまゝ。以下「分離課税配当所得等金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は3年前の本年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

(赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。)

- 「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失等の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等の金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の①欄の金額)	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額(※) (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の②欄の金額)	②	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	③	

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引）がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「1面」の「上場株式等」の⑨欄の括弧書きの金額）のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
	円	円
合 計	申告書第三表②へ ③	④
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (③－④) (赤字の場合には0と書いてください。)		④

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④) (③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。) (1)の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。	5	△を付けて、申告書第三表△へ 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④-③) (③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。) (1)の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。	6	申告書第三表△へ

(平成28年分以降用)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の 生じた年分	前年から繰り越された 上場株式等に係る譲渡 損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る 譲渡損失の金額（※１）	本年分で差し引くことのでき なかつた上場株式等に係る 譲渡損失の金額
本年の 3年前分 (平成__年分)	(A) (前年分の付表の②欄の金額) 円	(D) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 (E) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	(本年の3年前分の譲渡損失 の金額を翌年以後に繰り越 すことはできません。)
本年の 2年前分 (平成__年分)	(B) (前年分の付表の③欄の金額)	(F) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) (G) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	
本年の 前年分 (平成__年分)	(C) (前年分の付表の④欄の金額)	(H) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) (I) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等 の金額から差し引く上場株式等に係る 譲渡損失の金額の合計額 (D)+(E)+(F)	⑨	計算明細書の「上場株式等」の⑩へ	
本年分で分離課税配当所得等金額か ら差し引く上場株式等に係る譲渡損 失の金額の合計額 (E)+(G)+(I)	⑩	申告書第三表⑩へ	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (5)+(7)+(8)			⑪ 申告書第三表⑩へ(※2)

※1 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の①欄の金額（赤字の場合には、0とみなします。）及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。

※2 本年の3年前分に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越して控除することはできません。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

- 「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額（※） （⑥－⑩）	(12)	申告書第三表⑨へ	円
---	------	----------	---

※ ⑫欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑮欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

(注) ①面の⑤欄及び②面の⑦欄 ⑧欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します。翌年に株式等の売却がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。

その年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。